

京都市交通局管理規程第21号

京都市交通局職員研修規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局職員研修規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員研修規程の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「駅務員」を「駅職員」に改める。

第3条第1項中「及び車掌」を削る。

別表第1を次のように改める。

項目	内 容	時 限 数	
		時限	時限
教 養	研 修 心 得	3	33
	事 業 の あ ら ま し	2	
	関 係 法 令	2	
	服 務 ・ 表 彰 ・ 懲 戒	2	
	福 利 厚 生 ・ 健 康 保 険	2	
	給 与 報 告	2	
	広 告	2	
	安 全 衛 生 管 理	2	
	健 康 管 理 接 遇	4	
	職 場 生 活 電 子 計 算 機	4	
	人 権	4	
専 門	運 転 関 係 法 令	4	52
	運 転 取 扱 要 綱	8	
	乗 務 心 得 ・ 安 全 運 転 (視 聴 覚)	8	
	運 賃 制 度	8	
	系 統 , 停 留 所 及 び 市 内 地 理	12	
	事 故 防 止 の ポ イ ン ト	2	
	非 常 の 場 合 の 処 置	2	
車 両 構 造	8		
実 技	乗 務 練 習	76	156 (20日間)
	現 場 実 習	80	
そ の 他	入 所 式	3	19
	配 属 に 当 た っ て	2	
	配 属	4	
	試 験 (学 科)	2	
	本 務 試 験 (実 技)	8	
合 計		260	

別表第2中「鉄道一般」を「安全の基本」に、「同和問題」を「人権」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)